

※この法令は廃止されています。
昭和十一年大蔵省令第十二号

供託又ハ寄託セル国債ノ償還金ヲ以テ為ス
代リ国債ノ買入ニ関スル特別取扱規程

供託又ハ寄託セル国債ノ償還金ヲ以テ為ス代リ
国債ノ買入ニ関スル特別取扱規程左ノ通定ム

第一条 法令ノ規定ニ依リ供託シ又ハ政府ニ対ス
ル保証若ハ担保トシテ寄託セル国債ノ償還セラ
ルル場合差替ノ為其ノ償還金ヲ以テ該国債ノ借
換ノ為發行セラルル国債ヲ日本銀行ヨリ買入レ
ムトスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ其ノ請求ヲ
為スコトヲ得但シ政府保管有価証券取扱規程第
二条但書ノ規定ニ依リ保管スルモノニ付テハ此
ノ限ニ在ラス

第二条 前条ノ請求ヲ為サムトスル者ハ附録様式
ノ特別取扱請求書ニ通テ供託局(供託事務ノ取
扱ヲ為ス銀行ヲ含ム以下同シ)又ハ取扱官庁ニ
提出スヘシ但シ左記書類ヲ添付スルコトヲ要ス
一 日本銀行所定ノ国債買受申込書

二 国債ノ変更ニ付主務官庁ノ認可又ハ権利者
ノ承諾ヲ必要トスル場合ニ於テハ其ノ認可書
又ハ承諾書但シ第六条ニ依リ剰余金ノ処置ヲ
認可又ハ承諾スル旨ノ記載アルコトヲ要ス
三 供託又ハ寄託ニ代用セル甲種登録国債ニ付前
条ノ請求ヲ為ス場合ニ在リテハ国債ノ変更ヲ認
可スル官庁ヲ取扱官庁トス

第三条 供託局又ハ取扱官庁前条ノ特別取扱請求
書ヲ調査シ其ノ請求ニ応スヘキモノト認メタル
トキハ其ノ一通ニ承認ノ旨並ニ供託有価証券受
託証書(供託事務ノ取扱ヲ為ス銀行ニ在リテハ
供託書)、政府保管有価証券受託証書又ハ政府
保管有価証券振込済通知書ノ番号ヲ記載シ他ノ
一通及添付書類ト共ニ直ニ其ノ償還国債ヲ保管
スル日本銀行本店支店又ハ代理店ニ送付スヘシ
但シ其ノ償還国債力甲種登録国債ナル場合ハ日
本銀行本店ニ送付スヘシ

第四条 日本銀行国債売却ノ決定ヲ為シタルトキ
ハ償還国債ノ償還ヲ受ケ其ノ償還金ヲ以テ国債
売却代金ニ充当シ国債変更ニ必要ナル手続ヲ為
スヘシ但シ左記各号ノ規定ニ準拠スルコトヲ
要ス

一 特別取扱請求ニ係ル国債証券ヲ保管スル日
本銀行代理店ハ請求書記載ノ事項ト自店保管
ニ係ル当該国債証券ト照合ノ上承認ノ旨記載
シアル請求書及添付書類ヲ所轄日本銀行本店
又ハ支店ニ送付シ其ノ決定ヲ請フモノトス但
シ台北、京城、大連代理店及其ノ管下代理店

ニ在リテハ日本銀行本店ニ送付シ其ノ決定ヲ
請フモノトス

二 前号ノ書類ノ送付ヲ受ケタル日本銀行本店
又ハ支店カ国債売却ノ決定ヲ為シタルトキハ
代リ国債証券ヲ当該店ニ送付スヘシ

第五条 日本銀行ニ於テ国債変更ノ手続ヲ了シタ
ルトキハ受託有価証券変更証書又ハ登録国債変
更証書ヲ作製シ之ヲ供託局又ハ取扱官庁ニ送付
スヘシ

供託局又ハ取扱官庁前項変更証書ノ送付ヲ受
ケタルトキハ国債変更ノ手続ヲ了シタル旨ヲ請
求者ニ通知スヘシ

償還国債ニ付事故アルニ因リ日本銀行ニ於テ
国債ノ売却ヲ為シ得サリシトキハ其ノ旨ヲ供託
局又ハ取扱官庁ニ通知シ供託局又ハ取扱官庁ハ
更ニ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スヘシ

第六条 日本銀行償還金ヲ売却代金ニ充當シ剰余
金ヲ生シタルトキハ之ヲ請求者ニ返還スルモノ
トス

第七条 本令ニ依リ特別取扱ノ請求ハ之ヲ取消ス
コトヲ得ス

第八条 本令ニ依リ特別取扱請求書ノ供託局又ハ
取扱官庁ニ於ケル受付期間ハ其ノ都度財務大臣
之ヲ告示ス

第九条 本令ノ施行ニ必要ナル事項ニシテ財務大
臣ノ定ムルモノヲ除ク外ハ日本銀行之ヲ定メ
財務大臣ニ報告スヘシ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (平成二十二年八月二二日大蔵省令
第六九号) 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (令和二年二月二五日財務省令
第八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条

4 この省令(前条ただし書に掲げる規定にあつ
ては、当該規定)の施行の際、現に存する改正
前の様式又は書式による用紙は、当分の間、こ
れを取り繕い使用することができる。
附 則 (令和五年六月三〇日財務省令第
四五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附録様式ノ一

Table with 2 columns: 請求者(個人) and 請求者(法人). It lists fields for name, address, and other details for the applicant.

附録様式ノ二

Table with 2 columns: 請求者(個人) and 請求者(法人). It lists fields for name, address, and other details for the applicant.